

# 広報 あんなか

7/1 | vol.136  
2017 (平成29年)

## 第43回 安政遠足 侍 マラソン 大会





# 第43回 安政遠足 侍 マラソン大会



峠コースゴール



中山道を走る侍走者



遠足号砲前に仮装で演奏する参加者達

**第**43回安政遠足マラソン大会が、5月14日に今年も盛大に開催されました。あいにくの空模様でしたが、さまざまな仮装をしたランナーの皆さんは、そんな天気を吹き飛ばすかのような元気な姿で、旧安中藩武家長屋をスタート地点として、中山道を走り抜けました。また、沿道のみなさんのたくさんの応援も大会を大いに盛り上げていただきました。



碓氷関所・坂本宿ゴール



多種多様な仮装(松井田街中)



笑顔で走る参加者(安中街中)





吉田 亮太さん (2位)

この季節に開催されるのがいいですね。あとは沿道のみなさんの応援がすごく力になります。怪我をしていたのですが、応援に力をもらって走りきることができました。



狩野 幸子さん (女性1位)

今まで16回参加しています。そのうち10回優勝させてもらいました。このコースはトレイルランニング※みたいで鍛えられて、とても良いです。



牛田 美樹さん (1位)

群馬に住んでいるので、1度は出てみたかった大会です。コースに山道があるのが魅力ですね。次回は仮装して参加してみたいです。



樋口 京介さん (5位)

仮装しながら、お祭り気分で走れるのがとてもいいです。道と山のミックスのコースというのもほかのマラソン大会にない魅力ですね。



大塚 理恵子さん (女性3位)

母の日の開催がすごくありがたいです。母はわたしが仮装して走る姿をすごく楽しみにしてくれて、沿道で応援してくれるんです。わたしたち親子のとても良い思い出作りになっています。



飯塚 淳司さん (3位)

マラソン発祥の地で歴史を感じながら走れるのがいいですね。あとはなんといっても仮装しながら走れるところですね。前は忍者の仮装でも走りました。

## 峠コースを完走した参加者のみなさんに “安政遠足侍マラソンの魅力”について聞きました。



戸潤 俊寛さん

だいたい30回くらい出ていますが、仮装しながらワイワイ走れる大会の雰囲気が大好きですね。峠は辛いんだけど、頑張ろう、という気持ちになりますね。



山崎 貴美さん

初めて参加しましたが、沿道の方々の応援が暖かくて嬉しかったですね。それと山を上るコースがとても楽しかったです。



内山 進さん

今年で60歳になりますが、今まで13回出ています。埼玉から来ていますが、仮装しながら走って、気分がリラックスできるのが素晴らしいですね。



岡田 明子さん

なんといっても仮装できるのと、この峠コースのハードなところが魅力ですね。仮装で楽しんで、コースの大変さも両方あって日本一の大会だと思います。



目部 貴博さん 聡朗さん

私たちは兄弟で、父と一緒に今まで10回くらい参加しています。父は今日は体調不良で途中でリタイアしましたが、仮装はもちろん、コースがトレイルランニング※のようで楽しいですね。



中山 晋さん

初めて参加しましたが、峠がキツかったですね。それでも沿道のみなさんの応援がとても良くてなんとか走りきることができました。



若鷺会はしごのり



歓迎レセプションで仮装した参加者

# 安政遠足侍マラソン前夜祭



仮装審査で入賞した子どもたち



安中総合学園高校ダンス部

安中体育館（文化センター敷地内）にて安政遠足侍マラソン前夜祭が開催されました。

当日は雨模様で生憎の天候でしたが、さまざまなイベントが行われ、大いに盛り上がりました。子どもの仮装審査では、趣向を凝らした仮装でギャラリーを驚かせ、審査員をうならせるほど完成度の高い仮装を披露していました。

最後に行われた参加者歓迎レセプションでは、多種多様な仮装をした参加者がお互いの健闘をたたえ合い、写真撮影をするなどわきあいあいと交流していました。



松井田保育園の園児による演舞

前夜祭仮装審査		氏名	仮装名
	仮装大賞	竹田 瑠璃 (東横野小)	伊達政宗
	市長賞	堀 煌歩 (安中小)	旅娘
	市商工会長賞	土屋 快晴 (安中二中)	徳川家康
市議会議長賞	桑原 乙寧 (安中小)	井伊直虎	

峠コース				
順位		仮装審査		
男子	氏名	タイム	氏名	仮装名
1位	牛田 美樹	2:02:28	特別賞 吉田 憲彦	上杉謙信
2位	吉田 亮太	2:10:44	仮装 大賞	細谷 肇 飛きやく
3位	飯塚 淳司	2:12:07		藤田 昌弘 ナオトラ
女子	氏名	タイム		日部 聡朗 サムライ
1位	狩野 幸子	2:45:03	大塚 俊貴 分福茶釜	
2位	丸山 直美	2:52:30	栗田 寿美 女つり人	
3位	大塚理恵子	2:58:57	中田 喜之 べんけい	

関所・坂本宿コース				
順位		仮装審査		
男子	氏名	タイム	氏名	仮装名
1位	新木 剛史	1:14:59	特別賞 戸澤 義夫	井伊直政
2位	小谷野仁男	1:15:55	仮装 大賞	阪本 文奈 祝上毛かるた70周年!
3位	町田 知宏	1:16:31		飯塚 綾乃 安中板倉5
女子	氏名	タイム		小林理恵子 女傑
1位	佐俣久美子	1:26:45	田村 雄次 千手観音	
2位	佐藤 美紀	1:35:19	千田 健 ロボット足軽兵	
3位	蛇石 千尋	1:37:21	山中 豊 63侍	



# 個別健診を実施しています

## 国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査

平成29年度国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査の個別健診は市内の下記医療機関で受診することができます。(個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を市内の医療機関で実施することをいいます)

下記により、希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月7日から始まります。

期 間▶11月30日まで(休診日については各医療機関にお問い合わせください)

料 金▶無料(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)

健診機関▶下記の医療機関

### 医療機関名 (※印の医療機関は予約が必要です)

アミヤ医院※385-1511	櫻井内科医院※385-8551	藤巻医院 393-1324
有坂内科医院※381-0485	さるや内科医院※384-3681	堀口医院※381-0229
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	正田病院※382-1123	本多病院 382-1255
いわい中央クリニック※381-2201	城田医院※385-7858	松井田病院 393-1301
大貫クリニック※380-1181	須藤病院※382-3131	みやぐち医院※384-1126
おにかた医院※385-1351	田口医院※393-1731	もてき内科医院※382-2510
くろさわ医院 393-5311	武井内科循環器科※393-1005	
公立碓氷病院※385-8221	半田内科医院 385-6031	

50音順

### 注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆午前中のみ受診となります。
- ◆朝食を食わずに受診してください。(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください。また、受診票・受診券裏面の質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください。)
- ◆肝炎ウイルス検査を同時に実施します。(対象者は肝炎ウイルス検査を受けたことがない人)
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。速やかに受診票・受診券を市へお返しください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆市の間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。

### その他

- ◆4月以降に安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した人で健康診査の受診を希望する場合は困国保年金課へお問い合わせください。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課また困住民福祉課へお知らせください。
- ◆安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

問合せ▶困国保年金課国保係 (☎内線1113)



# 後期高齢者医療制度 (被保険者証更新・保険料決定)

## のご案内

- 後期高齢者医療の対象となる人
- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満の一定の障害のある人で、広域連合の認定を受けた人

8月1日(火)から

「後期高齢者医療被保険者証」  
が新しくなります

新しい被保険者証は7月中旬ごろに、**うすみどり色の封筒**で送付します。被保険者証が届きましたら、記入されている住所、氏名などを確認し、切り取り線で切り取ってご使用ください。被保険者証の有効期間は平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間になります。(短期証の人を除く)

### 前年の所得により、

自己負担割合が判定されます

自己負担割合は下の表のとおり、現役並み所得の人は3割、一般の人は1割となります。

住民税課税所得が145万円以上の人で、基準収入額適用申請をすることにより1割になる人は、被保険者証送付前に申請の案内を送付しますので、7月中に忘れずに申請書を**困**国保年金課または、**困**住民福祉課まで提出してください。

区分	基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	3割
	上記に該当する人のうち、後期高齢者医療制度の被保険者が同一世帯に ① 1人のみの場合、収入が383万円未満の人 ② 2人以上いる場合、全員の収入合計が520万円未満の人 ③ 1人で収入額が383万円以上あって、世帯内の70～74歳の人の収入との合計が、520万円未満の人	「基準収入額適用申請」をすることにより1割
一般	同一世帯の後期高齢者医療制度加入者全員が住民税課税所得145万円未満の人	1割

※現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使用できません。**困**国保年金課または**困**住民福祉課に返却するか、各自で廃棄してください。

### 平成29年度保険料額決定通知書

納付通知書を送付いたします

後期高齢者医療制度に加入している人の、平成29年度保険料が決定しましたので、「保険料額決定通知書・納付通知書」を送付いたします。

#### ○保険料の納付について

- ① 現金納付、口座振替ともに最初の保険料納期限は、7月31日(月)です。現金で納付する人は、送付される納付通知書で納付できる場所を確認し、納めてください。  
口座振替のお申し込みが済んでいる人は、各納期限までに残高のご確認をお願いいたします。
- ② 特別徴収により納めていただく人は、通知に記載された月より年金からの天引きになります。

#### ○保険料の減免について

災害など特別の事情によって保険料を納められないときは、申請することによって保険料が減免される場合があります。

#### ○送達時期と送付物

送達時期	対象者	送付物
7月中旬	普通徴収のみの人、または普通徴収と特別徴収の両方がある人	むらさき色の封筒
8月上旬	特別徴収のみの人	シーラーはがき

※特別徴収・・・年金からの天引きで保険料をお支払いいただくことです。  
※普通徴収・・・特別徴収以外の納付方法のことで、金融機関や市役所の窓口で納めていただくか、口座振替で納付していただきます。

問合せ ▶ **困**国保年金課医療年金係 (☎内線1119) ・ **困**住民福祉課税務保険係 (☎内線2160)



## ■平成29年度後期高齢者医療保険料率・軽減内容が決まりました

### ◎平成29年度の保険料率について

保険料率は次のとおり決定しました  
(平成28年度と変更はありません)。

所得割率	8.60%
均等割額	43,600円
限度額	57万円

### ★保険料額の計算方法 (平成29年度)

**年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額**  
 (100円未満切捨て) (43,600円) (総所得金額等 - 33万円) × 8.60%  
 ※4月以降途中加入の人は、月割りで計算します。

### ◎平成29年度保険料軽減内容について

下の表の“軽減該当条件”にあたる人は、保険料が軽減されます。(平成28年度との変更箇所を□で囲んでいます)  
 <均等割額の軽減>

軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が対象)	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	4,300円
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	6,500円
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + □27万円 × 「世帯の被保険者数」以下の世帯	21,800円
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + □49万円 × 「世帯の被保険者数」以下の世帯	34,800円

### <所得割額の軽減>

軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が対象)	軽減後所得割額
□2割軽減	総所得金額等 - 基礎控除額(33万円)が58万円以下の人	本来の所得割額の□8割 《1円未満の端数は切上げ》

### <被扶養者軽減>

軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が対象)	軽減後保険料額
均等割額□7割軽減 所得割額なし	後期高齢者医療の被保険者資格取得日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人 ※ただし、<均等割額の軽減>における9割軽減、8.5割軽減に該当する人は、軽減割合が大きいほうが適用されます。	均等割額…□13,000円 所得割額…0円

## ■平成29年8月から高額療養費の上限が変わります

平成29年8月から、70歳以上の人について高額療養費の上限額が変わります。後期高齢者医療制度についても下の表のとおり変更されます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並	住民税課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>
一般	住民税課税所得 145万円未満の人(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円※2>
住民税非課税	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ) (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。  
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

**高額療養費制度とは** 1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合に、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給される制度です。



国民健康保険に加入している皆さんへ

# 国民健康保険高齢受給者証などの 更新のお知らせ

## 国民健康保険 高齢受給者証を 郵送します

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日(月)に切れますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送交付します。

「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものです。医療機関などで受診する際には、保険証と一緒に窓口提示してください。自己負担割合は平成28年の所得などにより変わる場合があります。

有効期限切れとなった「高齢受給者証」は「困国保年金課または「困住民福祉課に返却するか、ご自分で責任を持って破棄してください。

## 入院や外来の支払いが 限度額までになる認定証を交付しています

市では、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在交付されている認定証は7月31日で有効期限切れとなりますので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請した月の1日から適用となります。

なお、70歳から74歳で現役並み所得と一般の区分の人は、高齢受給者証が認定証の代わりにありますので、認定証の申請は必要ありません。

### ●認定証の申請に必要なもの

- 保険証
- はんこ(朱肉を使用する物)
- すでに交付を受けている人はお持ちの認定証
- 「マイナンバーカード」(もしくは「通知カード」と運転免許証)

許証などの「公的な写真付身分証明」

※国民健康保険税を滞納している場合と限度額適用認定証は交付できない場合があります。

### 入院時食事療養費標準負担額

対象	一食あたりの負担額	
一般(下記以外の人)	360円 [平成30年4月から] 460円]	
非課税 (70歳以上は 低所得者Ⅱ)	90日までの入院	210円
	過去12カ月間で 90日を超える入院	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ	100円	

※くく内は、過去12カ月間で4回以上高額療養費の支給を受けた場合の額

※70歳未満の人については所得の申告が無いと区分アとして扱います。

※原則、1つの医療機関で支払う1カ月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合には、今までどおり高額療養費の申請が必要な場合があります。

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります。

### 70歳以上の人

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	* 57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
一般	* 14,000円 [年間上限] 144,000円]	* 57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成29年8月から※の自己負担限度額が表記のとおり変更となります。

### 70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉
イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

問合せ▶困国保年金課国保係(☎内線1113)・困住民福祉課税務保険係(☎内線2121)

# 国民年金 からの お知らせ



## 保険料免除の申請は

原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、50歳未満の人（平成28年6月以前分の申請は30歳未満）には、保険料の納付が猶予される納付猶予制度があります。（※平成28年7月から、納付猶予の申請対象者が30歳未満から50歳未満へ拡大されました）

免除や納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主（納付猶予では世帯主は除かれます）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（納付猶予では全額の納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。ただし、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れます。引き続き免除などを希望する場合には平成29年度は7月3日（月）より申請受付が開始となりますので、忘れずに困国保年金課または困住民福祉課で申請の手続きをしてください。

## 特別支給の老齢厚生年金を受けている人は

65歳で届け出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることになります。

手続に必要な書類（「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書・はがき様式」は、65歳になる誕生月の初め頃（1日生まれの人には前月の初め頃）に日本年金機構から郵送されますので、この書類に必要な事項を記入し、誕生月の末日（1日生まれの人には前月の末日）までに日本年金機構へ提出してください。

手続が完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらかじめ発行されませんので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

詳しくは、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書に同封されるリーフレットをご参照ください。

## 付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者など）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

**年金額＝200円×付加保険料を納めた月数**

なお、国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入を希望する人は困国保年金課または困住民福祉課へお申し出ください。



# 熱中症を予防しましょう!

気温がぐんと上がり、蒸し暑さが続く季節は「熱中症」にご用心! 熱中症の発症が急増する7月は熱中症予防強化月間です。

## ◆熱中症とは

室温や気温が高い中で、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かなくなり、体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常などが起こります。

家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いために、体から熱が逃げにくく熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

## ◆熱中症の予防法 ~熱中症の予防は「暑さを避ける」と「こまめな水分補給」が大切です~

### 【暑さを避ける】

○室内では

●扇風機やエアコンを使う

\*日中だけでなく、熱帯夜のように気温が高い夜も熱中症になることがあります。

●遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用

\*日中に打ち水をすることで、路面温度が10℃程度低下します。

特に早朝や夕暮れ時に打ち水するとその効果が持続します。

○外出時には

●日陰の利用と、こまめな休憩

●日傘や通気性の良い帽子の着用

●炎天下の外出はできるだけ控える

\*直射日光だけでなく、アスファルトからの照り返しが地面近くの気温を上昇させます。

例えば気温が32℃のとき、地面から50cmの高さでは35℃、5cmの高さでは36℃以上になります。

○からだの蓄熱を避けるために

●通気性のよい、吸湿・速乾性のある衣服を着用する

●保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

### 【こまめに水分を補給する】

●室内でも外出時でも、のどの乾きを感じなくても、こまめに水分をとる

\*たくさん汗をかいたときは、スポーツドリンクや塩あめなどで水分とともに塩分も補給しましょう

\*入浴前後や、就寝前にも水分補給をしましょう

\*のどが渇いたときに、アルコール飲料での水分補給は、やめましょう。アルコールは尿の量を増やし、体内の水分を、排泄してしまうため、吸収した水分が尿で失われてしまいます。



## ◆熱中症になったときの処置

1. 涼しい場所へ避難させる
2. 衣服を緩め、からだを冷やす (特に首の周り、脇の下、太ももの付け根などを冷やす)
3. 水分・塩分を補給する ※自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう!

## ◆ご注意

○暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や、暑さに対する慣れなどが、影響します。体調の変化に気をつけましょう。

また、集団で活動する場合には、お互いの配慮や注意も必要です。暑い場所での作業や運動はこまめに休憩したり、作業時間を短くしたりしましょう。

○高齢者や子どもは特に注意が必要です

●熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調節機能も低下しているため、注意が必要です。

\*「クーラーを使用しない」「トイレが近いので水分を控えてしまう」というのはご用心!

●子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。

\*くちびるの乾燥、おしっここの減少は脱水症のサイン! 外出時は飲み物を忘れずに。

●駐車中の車に子どもを残すことは大変危険です。炎天下でなくても、閉め切った車内で冷房を切ると、車内の温度は一気に上昇し、わずかな時間でも熱中症の危険が高くなります。絶対に、乳幼児や子どもを車内に残さないようにしましょう。

○節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようにご注意ください

問合せ▶☎健康づくり課予防係 (☎内線1172)

# 第2期麻しん風しん混合予防接種および 二種混合予防接種のお知らせ

## 第2期麻しん風しん混合予防接種

- 接種対象年齢▶小学校就学前（年長児）の1年間（平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの人）
  - 接種回数▶1回
  - 接種期限▶平成30年3月31日まで
  - 予診票の配布▶出生届出時または転入時に健康づくり課・住民福祉課の窓口で配布しています。
- ※平成30年4月1日以降の接種は任意接種（有料）となりますのでご注意ください。

## 二種混合予防接種

- 接種対象年齢▶11歳以上13歳未満
  - 接種回数▶1回
  - 予診票の配布▶今年の4月から小学6年生に相当する年齢の人へ、4月に予診票を郵送しました。
- ※13歳の誕生日以降の接種は任意接種（有料）となりますのでご注意ください。

### 【接種に必要な物】

予診票・母子手帳・保険証

※対象者で予診票のない人は、健康づくり課・住民福祉課の窓口で配布しますので、母子手帳をお持ちのうえ、お申し出ください。

問合せ▶健康づくり課予防係（☎内線1172）

## 「フレッシュ健診」の希望者を募集します

市では、健康診査を受ける機会のない若年層を対象に次のとおりフレッシュ健診を実施します。希望する人は募集期間内にお申し込みください。なお、妊娠中の人や勤務先などで健診を受ける機会のある人は、そちらを受診してください。

また、今年度から40歳以上を対象にした健診と同じ会場となります。時間帯によっては混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお出かけください。

【対象者】市内在住で、昭和53年4月1日～平成11年3月31日生まれの人

【健診内容】身体計測・血圧測定・尿検査・医師の診察・血液検査（血糖・脂質・肝機能・貧血）

【実施日時・場所】

場所	受付時間	日付
安中市保健センター (本庁内)	8時30分～11時	平成29年9月29日(金)
		平成29年10月4日(水)
		平成29年10月13日(金)
松井田保健センター (支所内)	8時30分～11時	平成29年9月24日(日)

※番号札を8時から配布します。

【費用】無料

【定員】210人

※募集期間内であっても、定員に達した時点で受付を終了させていただきますのでご了承ください。

【募集期間・申込方法】

7月5日(水)～9月29日(金)までの期間に健康づくり課までお電話にてお申し込みください。  
(土・日・祝日は除きます)

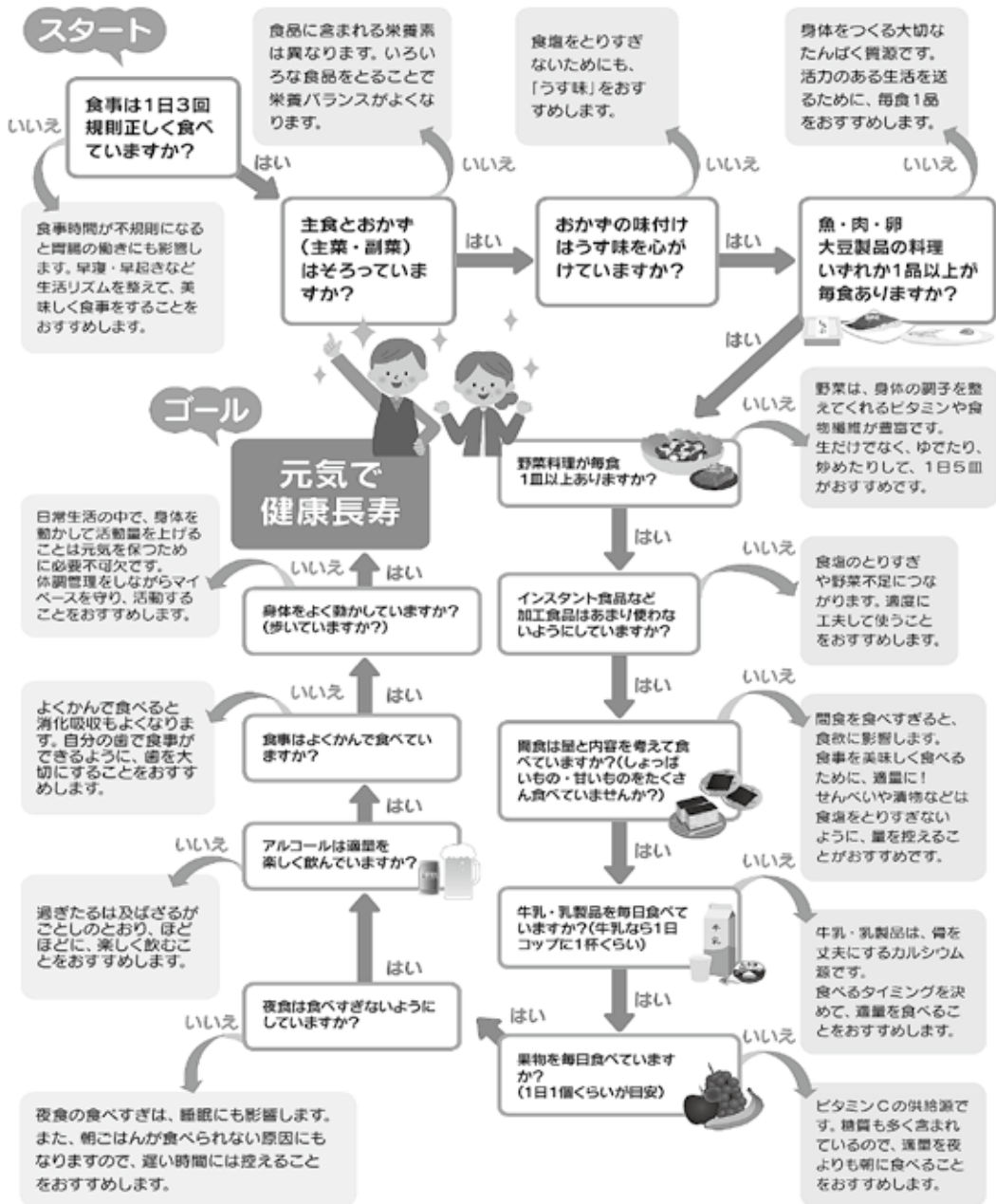
問合せ▶健康づくり課予防係（☎内線1172）





# 『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

## めざせ健康寿命の延伸 —元気でいるための食事チェック—



健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことです。  
平均寿命と健康寿命の間には、男性で約9年、女性で約13年の差があります。  
誰もが最後まで、健康でいきいきとした生活を送りたいと思います。  
毎日の生活環境を見直し、健康寿命を延ばしましょう！

出典元：群馬県リーフレット「共食のすすめ」より

**なるほど豆知識** 今日からまず、1グラム満遍!! できることから始めましょう!

食塩1グラムの調味料	
食塩	小さじ1.8g(1g)
しょうゆ	小さじ1.3g(1g)
みそ	小さじ1.3g(1g)
ほんね	小さじ2.1g(1g)
めんつゆ(薄味3割)	小さじ2.2g(1g)
とんかつソース	大さじ1.1g(1g)
クetchup	大さじ2.3g(1g)
マヨネーズ	大さじ3.2g(1g)
食塩1グラムの食品	
ソーセージ	1本(53g)
塩漬ア	12粒(35g)
5K0・串	1.5本(50g)
タラコ	14粒(22g)
梅干し	1/2個(5g)
きゅうり(6分漬)	3粒(19g)
白菜塩漬	小器1器(43g)
たくあん漬	3粒(14g)

安中市健康増進計画での「栄養・食生活」  
地域・家庭の取り組み  
塩分摂取量を減らし、野菜は1日350g以上食べよう。まずは毎食、野菜料理を1皿以上食べよう。

健康づくりのための  
1人1日あたりの食塩は **8グラム未満**

問合せ ▶ 健康づくり課保健指導係(☎内線1174) 次回は8月1日号に『がん・循環器』を予定しています。

# 店舗などの改装工事費を一部補助します

市では、商工業の活性化を図るため、店舗などの改装工事費の一部を補助しております。

小売業のほか、宿泊業や飲食サービス業、生活関連サービス業にも拡大をして市内店舗の活性化を図ってまいります。店舗などの改装を計画されている人はご相談ください。

**【名称】** 安中市店舗等改装等工事補助金

**【内容】** 店舗等の改装のため、市内業者が施行する工事費の一部を補助します。

予算の範囲内において実施しますので、早めにご相談ください。

予算に達した場合には、受付けを締切らせていただきます。

補助対象者▶市のホームページでご確認ください。

補助内容▶補助金の額は、改装工事費に100分の20を乗じて得た額とする。

補助金の交付限度額は、100万円です。

対象となる工事は、費用が20万円以上のもので、関係法令に違反していないものとしします。

注意事項▶すでに着手している工事は対象となりません。

平成30年3月31日までに完了する工事であること。

問合せ▶[☎地域創造課商工労働係](#)（☎内線2621）

# 新婚世帯の新生活を応援 結婚新生活支援補助金

市では交付金を活用し、新婚家庭の新生活を経済的に支援します。

**【補助対象経費】** 新婚世帯が市内で住宅を取得、賃借するための費用と引越費用

※平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間に支出したものに限りします。

**【助成金額】** 1世帯あたり上限24万円

**【申請期間】** 平成30年3月31日まで（申請受付中）

※事前に窓口または電話にてご相談ください。（土日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

**【対象となる世帯】**

平成29年4月1日から平成30年2月28日までに婚姻届を受理されたご夫婦で、次のいずれにも該当する世帯

- 平成28年中の夫婦の年間所得合計額が340万円未満

※結婚を機に双方または一方が離職して再就職していない場合は所得に含めないものとしします。

※貸付型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除するものとしします。

- 夫婦の一方が婚姻の時点において50歳未満であること

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ▶[☎市民生活課相談支援人権係](#)（☎内線1208）



# 国民健康保険税の 税率を改正します

## 国保財政は危機的状況

国民健康保険（国保）は、市民の皆さまが病気やケガをしたときのために、医療費を出し合い助け合う大切な制度です。

しかし、国保から支払う医療費は年々増加しており、国保財政に大きな負担となっています。安中市国保の一人当たりの医療費は、県内12市の中で最も高い状態が続く、町村を含めても上位となっています。

安中市では、医療費水準が高く、医療給付費が年々増大しているにもかかわらず、また赤字分を補てんする国保基金を全て取り崩した平成18年度以降も税率を改正しないで据え置いてきました。

このため、医療費などの支払に対し、国や県などからの負担金などや国保税だけでは財源が大きく不足し、不足分を補うために、他の行政サービスを縮小して、一般会計から多額の赤字繰入を行ってきました。

## 税率改正と負担緩和

医療費の財源は、本来国保加入者の自己負担分、国や県から交付される負担金などのほかは、国保税で賄うことが原則になっており、医療費が増加すれば、国保税が負担する額も大きくなり、税率の改正をする必要が生じてきます。このような状況から、健全な国保財政運営を行うため税率を「別表」とおり改正することとしました。

今回の改正では、被保険者の皆さまの負担を考慮し国保税の引き上げ幅をできるだけ抑え、県内の市の平均水準としました。また、低所得者の負担を軽減するため下図のとおり軽減割合を拡大しました。

今後、医療費の適正化や保健事業の推進などを行い、医療費の増加を抑制するとともに、国保税の収納率向上を図り、安定した国保の運営に努めます。この度の税率改正について、市民の皆さまのご理解をお願いいたします。

### ●低所得者軽減割合の拡大

改正前		改正後	
所得基準額	軽減割合	所得基準額	軽減割合
33万円	6割軽減	33万円	7割軽減
33万円+ 26.5万円× 被保険者数	4割軽減	33万円+ 27万円× 被保険者数	5割軽減
		33万円+ 49万円× 被保険者数	2割軽減

軽減割合の拡大  
2割軽減の導入

### ●別表 国保税改正の概要

税額計算の基礎となるもの		改正前	改正後	改正内容
医療給付費分	所得割	6.2%	6.7%	0.5%引き上げ
	資産割	24.0%		据え置き
	被保険者均等割	加入者一人当たり 1万6,000円	加入者一人当たり 2万4,000円	8,000円引き上げ
	世帯別平等割	一世帯当たり 1万7,000円	一世帯当たり 2万3,000円	6,000円引き上げ
	課税限度額	一世帯当たり 54万円		据え置き
後期高齢者支援金分	税率に変更はありません			
介護納付金分				

## 国民健康保険税(年間)のモデルケース

国民健康保険の加入者3人世帯で固定資産税なしの場合

- ・安中 太郎（世帯主） 年齢43歳 所得200万円
- ・安中 花子（妻） 年齢41歳 所得なし
- ・安中 次郎（子） 年齢10歳

平成28年度まで	平成29年度から
260,900円	299,200円



※年間8回（年金天引きの人は年間6回）に振り分けて納めます。

●国民健康保険税の試算をご希望の方は、税務課諸税証明係（内線1061・1062・1063）までご連絡ください。

# 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し 立ち直りを支える地域のチカラ

安中保護区保護司会

安中市  
社会を明るくする運動

推進委員会委員長  
安中市長 茂木 英子

『社会を明るくする運動』とは、「社明運動」とも呼ばれており、法務省の主唱により本年度で67回目を迎えます。また「更生保護の日」である7月1日から1か月間を強調月間とし、広く啓発活動が展開されることになりました。

あやまちを犯した人が地域の中で適切な「仕事」と「居場所」など生活基盤を確保し、社会復帰することができる安全なまちをつくり上げましょう。

そのためには、一人でも多くの市民の方に活動の趣旨である『犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』をご理解していただき、この社明運動の推進にご協力とご支援をお願いいたします。

## 重点事項

- ① 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするために以下の4つの重点項目を定めました。
- ② 出所者などの事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ③ 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ④ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
- ⑤ 犯罪をした高齢者・障害者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
- ⑥ 中でも、④の重点項目は今年から新しく加えられたものです。

## 安中市の活動状況および予定

- 第67回「社会を明るくする運動」安中市推進委員会（6月27日）
- 募金活動の実施（7月1日から9月30日）
- 社明街頭広報活動・パレードなど（7月6日）
- 薬物乱用防止街頭キャンペーン（7月11日・13日）
- 中学校薬物乱用防止教室（7月、9月）
- 社会を明るくする運動作文の募集・審査会（7、9月）小・中学校対象



## 第66回募金結果報告

昨年7月1日から9月30日まで3カ月にわたり実施した、第66回「社会を明るくする運動」募金活動は、市民の皆さまの深いご理解とご協力により、多大な成果をあげることができました。

この浄財は、更生保護施設や自立準備ホームへの慰問やしおり人形作成・配布による青少年の非行防止など同運動の事業費として、保護司会、更生保護女性会、協力事業主会、各地域の活動費として配分しました。この募金にご協力いただいた皆さまに対して、心から厚くお礼申し上げます。

使 途	金額 (円)
更生3団体活動配分金	780,000
14地区支部助成金	630,170
学校対象広報活動費	461,800
一般対象広報活動費 (うちわ、ポスターなど)	197,090
一般事務費 (用紙代、郵便代など)	40,949
次年度繰越金	34,221
合 計	2,144,230

※前年度繰越金43,380円を含む。



## 安中市保護区保護観察対象者調べ

		H29	H28
保護観察少年(1号観察)		4	3
少年院仮退院者(2号観察)		1	1
仮出所者(3号観察)		1	0
保護観察付執行猶予者(4号観察)		7	5
小計		13	9
環境調整	刑務所	9	15
	少年院	0	1
小計		9	16
総計		22	25
保護司一人当たりの担当数		0.61	0.73

※地域の皆さまと関係機関のご支援・ご協力により、「社会を明るくする運動」の浄財を活用させていただき、当地区の保護観察事件数は前年より減少しました。誠にありがとうございました。

## 運動に協力していただく

### 機関・団体名

- 安中市
- 安中市議会
- 安中市教育委員会
- 安中市区长会
- 安中市民生児童委員協議会
- 安中保護区保護司会
- 安中地区更生保護女性会
- 安中地区協力事業主会
- 安中保護区保護司会更生保護活動支援機構
- 安中市社会福祉協議会
- 安中市内関係機関団体など

(順不同)

問合せ ▶ 安中保護区保護司会 更生保護サポートセンター 安中 (☎027-329-7100)





# 男女共同参画推進委員会

平成28年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

第76回

## 【中学生の部 優秀賞】

一人一人が輝くために

安中市立第一中学校1年 黛 芽生

今年の夏の甲子園でこんなことがあった。大分高校の女子マネージャーが甲子園での練習にユニホームを着てグラウンドに立つて参加していたところ、運営側はこの女子マネージャーが練習に参加することを、途中で制止したとのことだった。なぜそんなことが起こったかという点、手引きには男女の明記がなく、ジャージでの参加は禁止、ユニホーム着用としか書かれていなかったため、女子でも可と勘違いをしてみました、このようなことが起こったということだった。このことについて様々な議論が起こり、僕自身もいろいろなことを考えさせられた。

なぜ女子だからといってグラウンドに立つてはいけないのか？ 大会運営側は、安全面を理由に女子のグラウンド立ち入りを禁止している、と説明しているが、僕はそうは思わない。確かに硬球を使用するので危険を伴うがそれは男子でも同じだと思う。実際、日本女子プロ野球でも硬球を使っている。安全面が理由で女子マネージャーがグラウンドに入れないということについては僕は違和感を感じた。

マネージャーの仕事は楽ではない。集合から終了まで部員のために、様々の仕事をこな

し全力でチームを支えている。これはとても重要な役割だ。大分高校の監督は「3年間共にがんばってきたからこそ、甲子園のグラウンドに立たせてあげたい。」とこのマネージャーのためにユニホームを用意したということだった。間近で女子マネージャーの3年間を見てきたからこそ、そう考えたのだろう。それを「女子だから」という理由だけで外すことはできなかったのではないだろうか。

このことをきっかけに大会運営側も、今後規定改定について、改めて考えることになっている。僕はこの問題を通して今まであまり関心のなかった男女共同参画についても、とても興味を持つようになった。スポーツの世界だけではなく多くの分野で性別の違いだけではない、できないことがまだまだたくさんある。それには、これまでの歴史や、様々な理由が存在するのだろう。僕にも知らないことがたくさんある。なので全て「男女平等に」というつもりはないが、性別を越え、一人一人のがんばりや努力が認められ、それぞれが輝ける社会になるように、今後「男女共同参画」について興味、関心を持って考えていきたいと思う。そのためには、社会の一員としての意識をしっかりと持ち、様々な出来事に目を向け、自分の考えをしっかりと持てるようになりたい。

### 問合せ▼

困市民生活課市民協働係（☎内線1139）

## 消費生活センターからのお知らせ

不用品を売るつもりが……

貴金属を買い取られた！

「不用品を買い取る」などと電話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は当初の話になかった貴金属の買い取りを持ちかけられるという相談が寄せられています。

### 【事例】

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対にないか、うそになるよ」などとしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それ売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却して2万円ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元がないしクリーニング・オフはできない」と断られた。本当にクリーニング・オフはできないのか。



### 【ひとことアドバイス】

★例の他にも、目を離した際にアクセサリを壊され、「壊れているから使えませんがね」などと言われ無理やり買い取られたなどといった強引なケースもあります。

★訪問購入についても、クリーニング・オフが導入され、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で契約の解除が可能です。契約をする際は、事業者の連絡先やクリーニング・オフなどについて記載された書面を必ず受け取り、事業者からしつこくクリーニング・オフについての説明を受けるようにしましょう。

★ただし、クリーニング・オフが適用されない商品など例外もあるので注意が必要です。

何よりも、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。（資料提供、独立行政法人国民生活センター）

### 【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月／金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時  
問合せ▼安中市消費生活センター（☎382-2228）

今月のピックアップ

うすい街道寄席

三遊亭好楽・林家三平



「笑点」でお馴染みの人気落語家「三遊亭好楽」と「林家三平」さんが松井田文化会館にやってきます。ますます話芸に磨きがかかる、二人の落語を聴きにぜひ松井田文化会館にお越しください。

日時▶9月17日(日)

開場 午後1時30分 開演 午後2時

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶全席指定：前売券 一般2,500円  
当日券 一般3,000円

※チケットのお求めは1人4枚まで(発売初日のみ)。

※松井田文化会館窓口で7月15日(土)発売開始。

※電話予約もできます。

※未就学児の入場は不可。

7月1日から8月15日までのスケジュール

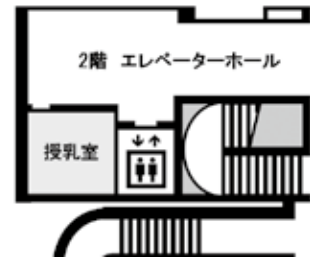
大ホール	第39回少年の主張安中市大会 7月6日(木) 14:00~ 入場:無料 問合せ:生涯学習課(☎内線2242)
小ホール	第40回記念東溪書展 8月4日(金)~6日(日) 9:30~17:00 6日は15:00まで 入場:無料 問い合わせ:東溪会事務局(電話:382-2156神宮) (小ホール・ギャラリー使用)
問合せ	松井田文化会館 ☎393-4400 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP26をご確認ください

今月のピックアップ

授乳室のご案内

文化センターでは、2階エレベーター横に授乳室を設置しています。

ご利用の方は、1階事務室までお気軽にお声掛けください。



おもしろ科学教室

「スターライト万華鏡を作ろう」

文化センターではおもしろ科学教室「スターライト万華鏡を作ろう」を開催します。

ぜひご参加ください。

日時▶8月19日(土) 午前9時~正午

会場▶安中市文化センター 3階 大会議室

対象者▶小中学生(小学3年生以下は保護者同伴)

申込み▶7月3日(月) 9:00から

文化センター窓口または電話にて受付開始(先着30名)

費用▶500円程度

持ち物▶筆記用具、(参加したことがある方は)おもしろ科学教室会員証とステップアップノート

7月1日から8月15日までのスケジュール

ホール	安中青年会議所7月第一例会 7月1日(土) 9:00~17:00 入場:関係者 問合せ:安中青年会議所(382-2824) 第10回生バンドとカラオケによる歌の祭典2017 Summertime Music Festival 7月30日(日) 10:00~16:00 入場:チケット1,000円 問合せ:歌とダンス友の会(☎090-9961-0781) 碓氷教育会夏季研究集会 8月10日(木) 14:00~16:45 入場:無料 問合せ:松井田小学校(☎393-1521)
学習室など	市民パソコン教室 7月20、22、27、29、8月3、5(木、土) 13:30~15:30 会場:2階パソコン室 入場:無料 パソコンを始めよう(パソコン入門) 7月3、5、6、7(月、水、木、金) 9:00~12:00 要申込 「お知らせ」を作ろう(ワード入門) 7月3、5、6、7(月、水、木、金) 13:00~16:00 要申込 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 7月10、12、13、14(月、水、木、金) 13:00~16:00 要申込 インターネットを使おう(インターネット入門) 7月8、9(土・日) 9:00~16:00 要申込 写真取り込み講座 7月15、16(土、日) 9:00~16:00 要申込 絵本読み聞かせ 7月22日(土) 14:00~15:00 図書館幼児コーナー
問合せ	安中市文化センター ☎381-0586 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP26をご確認ください



# 不動産公売を実施します

## ～どなたでも参加できます～

市税の滞納処分として差し押さえた不動産(土地・建物)を公売し、入札によって売却します。今回は、土地4件の不動産が公売対象で、売却代金は市税に充てられます。

今回は、本市単独での不動産公売となります。公売機会を増やすことで、より多くの入札・売却と税収確保を目指しています。

どなたでも参加ができますので、ぜひご参加ください。詳細は市ホームページまたは公売広報でご確認ください。

また、本市では、11月に近隣市町村と合同で不動産公売を予定しています。



売却区分番号 29-2 の物件

### ◎不動産公売の概要

入札期日	7月25日(火) 受付開始:午後1時 入札開始:午後2時	場 所	市役所3階305会議室
そ の 他	物件の詳細と公売参加の手続きについては、 <b>困</b> 収納課・ <b>困</b> 住民福祉課に用意した「公売広報」をご覧ください。また、市のホームページで確認してください。		

売却区分番号	所在地	内 容				最低入札価額 (円)	公売保証金 (円)
		土地	土地面積(m <sup>2</sup> )	建物	建物面積(m <sup>2</sup> )		
29-1	板鼻字本町	宅地1筆 山林2筆	計195.71	—	—	960,000	100,000
29-2	磯部二丁目字西新井	宅地1筆	382	—	—	3,180,000	320,000
29-3	松井田町八城字渡戸	宅地2筆	計326.99	—	—	3,090,000	310,000
29-4	松井田町人見字新田	宅地2筆 畑2筆	計472.45	—	—	3,470,000	350,000

※納税などにより、公売が中止になる場合がありますので、事前に公売実施の有無を問い合わせください。

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納税できない理由をお聞かせください。

### 納税が困難な人は、早めに相談を

市では「税の公平性および税収確保」の観点から、大多数の納期内納税者の目線に立って、滞納処分(財産差押え)を行っています。

滞納処分とは、市が滞納者の財産を差押え、お金に換えて市税に充てる手続きのことです。預貯金や給与収入など、支払い能力があるにもかかわらず、遊興費や住宅ローンなどの支払いを優先して納税をしない人に対しては、積極的に財産の差押えを執行しています。現在、給与や生命保険、動産(自動車など)、不動産(土地・建物)の差押えをより強化しています。

### 市税の滞納処分を強化しています

場 所	時 間	開設日
困収納課	午後8時まで	7月31日(月) 8月31日(木)

●夜間納税相談窓口  
市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の納期限日に夜間相談窓口を開設しています。

※「ミラーズロック」を使用して自動車などの差押えを実施します。ミラーズロックは自動車などのサイドミラーをオレンジ色のカバー(公示書入り)と鍵付きのワイヤで固定することで運行を制限する措置です。



ミラーズロックを使用した自動車

問合せ▶困収納課収納整理係 (☎内線1082)



# 生涯学習だより

## 平成28年度第38回少年の主張群馬県大会 最優秀賞作品

題名「生きる」

安中市立第二中学校 三年 瀧口 健一

嘘。それは、本当ではないこと。嘘をつくことは、時に人を傷つけ、時に人を騙す悪い行為です。しかし、嘘をつくことは悪いことだけなのでしょうか？僕は、人生の中で大きな嘘に向き合ったことがあります。

僕には、今、母がいません。昨年二月に亡くなりました。母は重い病気と闘っていました。呼吸をするのが難しく、息をするのが苦しくなり、意識が無くなったそうです。僕が三歳くらいの時に母は病気になったらしく、僕は母が亡くなってから病気のことを知りました。母からは何も言われず、僕も病気のことを聞きませんでした。また、母には入院していることを誰にも言わないで欲しいと頼まれ、友達に本当のことは伝えませんでした。そして僕と母はお互い真実を伝えることができず、悪い言い方で言えば「嘘」をついたということになります。親子同士嘘をつくという生き方を選んだのです。しかし、その嘘は相手を傷つけるような悪い嘘ではなく、相手を心配させないための良い嘘でした。僕は嘘というものは悪いものだけだと思っていました。ところが、「人の為と書いて偽り」と読む良い嘘もあることに気付いたのです。この良い嘘によって僕は、僕らしく母と普段通りの生活ができた気がします。

また、母は呼吸をするのが難しく、母とのコミュニケーションは筆談で行っていました。A4のコピー用紙に自分の伝えたいことをひたすら書いていました。母の字からは、体調や気持ちなども伝わってきました。ある日は達筆で書いてあり、ある日は弱々しく書いてあったりもしました。そこからは、母の生きることへの思い「生きたい」という気持ちが伝わってきました。そして、母は僕に向かってある言葉をのこしてくれていました。たくさん書かれた筆談の紙の中に一言、「けんちゃんには天使だから」と、僕のことを母は天使だからと言ってくれていま

した。その一言には僕を思う母の気持ちが込められていました。その言葉から、僕が母の分までしっかりと「生きよう」と思うようになりました。今でもその母の筆談の紙は残っていますが見ることができないでいます。それを見れば、僕はきつと泣いてしまうからです。いつかその紙を見られるようになった時には、僕は誰とどこにいるのでしょうか？そんな日が来るまで一日一日を大切に「生きたい」と思います。

果たして「生きる」とはどんなことなのでしょう？この問いの答えは人それぞれだと思います。ですが、どのような気持ちで「生きたい」か？この答えは、「楽しく幸せに生きる」ただ一つだと僕は思います。そして、楽しく幸せに生きるには、感謝の気持ちが必要だと思えるようになりました。「毎日食事ができること」「学校に行つて勉強ができること」「当たり前のこと」に感謝の気持ちをもつことが大切です。お米を育ててくれる農家の方、学校の先生、そして何より、一番感謝しなくてはならないのは、家族です。母とのことから、母がいてくれること自体が幸せなことだったのだと気がつきました。そして、感謝の気持ちをもつたなら、それを伝えることも大切です。母は筆談までして自分の気持ちを懸命に伝えていました。気持ちを伝えることと母の姿勢に僕は心を打たれました。だから僕は当たり前のこと感謝をし、それを伝えるべき人に伝えていきたいと思うのです。

全ての物事には必ず終わりがきてしまします。ものを失うことは苦しいことです。母という大きな存在を失いましたが、母からは多くのことを教わりました。相手を思いやること、感謝の気持ちをもつこと、自分の気持ちを伝えること。そして、僕の母は今何を望んでいるのか、それはきつと「精一杯生きて欲しい」ただその一言かもしれません。だからこそ僕は、母から教わったことを大切に、まっすぐ前を向いて生きていきたいと思えます。皆さんは何を大切に生きていきたいですか？

## 平成28年度人権作品集

人権について

「おもいやり」から

松井田北中学校 一年 吉井 央基

(5月1日号つづき)

自分の考えを持つということとは、とても大切なことだとは思いますが、よい感情を持たずに発生してしまった非常識な自分の考えしか持てないということは、絶対に在ってはならないことが、今回の事件を通して分かりました。

「アドルフ・ヒトラー」の世界最大規模の「ユダヤ人迫害」。多くの命が一人の男によって奪われてしまいました。ヒトラーもまた、ドイツをゲルマン民族だけにしようという理由でユダヤ人を撲滅しようとした。これもまた、人権を無視している行為です。ヒトラーのユダヤ人迫害後、ようやくなくなってきた差別・人権無視は、このような残酷な結果を招いてしまいました。悲しみに溢れる人がたくさんいることを、世界中の誰もが知っていかなくてはならないと思います。

スーパードールなどで、「うわあ、あの人変な歩き方してる。」などと、障害を持つ方に向かっただいことを言っていたのを何度か聞いたことがあります。子どもにはまだ分からないかもしれませんが、親がしっかりと人権の大切さを教えてやるべきだと思います。みんなが人権を尊重できる社会が実現できたらいいと思います。そのために僕たちがしなければならないことは、障害者の方々にはできないことを考えることです。障害者を持つている方々が、健常者に何かするのは難しいかもしれませんが、健常者が障害者を持つている方々のために募金をしたり、お年寄りの方々を支援する活動をしたりすれば、障害者と健常者が支え合って行ける世界が作れると思います。

先ほども述べましたが、今まで起こった人権がらまりの事件を通して、全世界の人に人権の大切さを伝えていきたいと思えます。全世界のいろいろな人々が、助け合っって人権を尊重できる社会になるといいです。



# 学習の森

## だより

No.135

『安中の文化財』

### 井伊家と安中

#### 井伊直孝と北野寺

安中藩主井伊直勝には、同じ年の弟である弁之助がいました。

直政は正室の東梅院に配慮し、中後閑村の萩原図書に弁之助を預けて養育係とし、学問を北野寺の僧恵算が教えることになりました。萩原図書の屋敷から北野寺までは距離があつたため、弁之助は寺内の薬師堂に住んでいたと伝えられます。北野寺には弁之助が使用していたとされる硯箱があります。この弁之助が後に彦根藩主となる井伊直孝です。

北野寺は彦根藩と深く関係し、70点以上に及ぶ彦根藩主からの書状があり、それらは市指定重要文化財となっています。

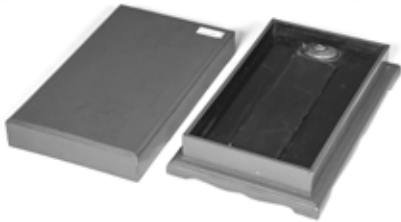
北野寺に隣接している威徳神社には、直孝が立身出世の大願をかけ、杉と檜を社殿の前の両脇に植えたといわれています。また、大坂の陣の際、祈願してから出陣し手柄を立てたので、「出世天神」といわれています。直孝は安中藩家老の鈴木主馬と松下志摩に命じて、社殿を建立したといわれています。社殿の前には、直勝の家臣により、松・杉・



平成28年度  
「文化財愛護ポスター」  
優秀作品(敬称略)  
森木 駿(松井田南中3年)



北野寺 (奥は薬師堂、手前は本堂)



北野寺にのこる硯箱

椿・梅などが植えられたと伝えられています。北野寺や威徳神社にのこる資料は、7月17日まで開催している、企画展「井伊家と安中」にて展示しております。

ふるさと学習館ではミュージアムグッズを販売しております。

過去の展示図録や、オリジナルグッズなどがあります。  
ふるさと学習館受付まで、お申し付けください。



ぐんまちゃんマフラータオル 300円  
杉並木とめがね橋をモチーフにしたぐんまちゃんが  
プリントされたタオルです。

風呂敷 獣面把手付土器文様 (90×90cm) 1,500円

安中市で出土した、猪のような動物の顔をした  
把手がつく土器がデザインされています。

## 井伊家と安中

学習の森ふるさと学習館第十七回企画展

開催中

展示図録500円にて好評発売中!  
7月17日(月・祝)まで

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館

安中市上間仁田951 Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623 Mail: furusato@city.annaka.lg.jp



## 100歳おめでとうございます

白石シホ子さん（松井田町新堀）が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元気にお過ごしください。

## 山岳救助訓練が行われました

4月29日（土・祝）早朝、旧国民宿舎裏妙義にて登山者の注意喚起と登山カード提出を呼びかける登山指導を行い、指導後に実施された遭難者救助訓練には約40人が参加しました。訓練ではルートおよび危険箇所の確認、クサリなどの点検・補修が行われました。



## ユネスコスクール加盟承認証・プレート伝達式

5月8日（月）、本市公立校で初めてユネスコスクールに加盟した松井田北中学校にて、承認証・プレート伝達式が行われました。今後も北中学校の特色をいかし、継続して地球規模での交流や諸問題への積極的参加を期待します。

## 茂木市長が一日民生委員・児童委員に

5月16日（火）、市民生委員児童委員協議会から、茂木市長が一日民生委員・児童委員を委嘱されました。市内の高齢者が活動するサロンを訪問し、日頃の活動の見学や体験を通して地域の皆さんと交流しました。





## キャンペーンレディーが決定しました

5月21日(日)に、市役所<sup>困</sup>で委嘱式が行われました。市内外の観光宣伝イベントや交通安全啓発イベントなどに参加して市をPRするために活躍していただきます。

左から(敬称略)：

塚越 麻衣(高崎市)・塚原 奈々(高崎市)・  
津久田愛未(安中市)・中島 亜季(安中市)・  
中島みなみ(安中市)



## 水防訓練で杭ごしらえ訓練

5月28日(日)に、市消防団、市女性防火クラブ、安中消防署などから約500人が参加して市水防訓練が行われました。これから本格的な梅雨期、台風期を迎えるにあたり、水害などの有事に備え、杭ごしらえや積み土のう、チェーンソーを使った倒木等伐開訓練などが行われました。

## 記録の向上を目指して

5月28日(日)に、市民陸上記録会が開催されました。短距離走にはじまり、走り幅跳びや砲丸投げ、長距離走などの各種陸上競技が行われ、記録の向上を目指しました。



# 自衛官募集

自衛隊では、次のとおり自衛官を募集しています。  
詳細は、ホームページ (<http://www.mod.go.jp/pco/gunma/>)  
をご覧ください。  
問合せ▶自衛隊高崎地域事務所(☎326-1761)

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日	入隊
一般曹候補生	18歳以上27歳未満のもの	7月1日～9月8日	1次：9月16日～18日 2次：10月5日～11日	30年3月下旬～4月上旬

# 平成29年度高崎市・安中市消防組合職員採用試験のお知らせ

下記のとおり、平成29年度採用試験を実施いたします。

詳しくは以下に問い合わせください。

学歴区分	大 学	短 大 (2年以上の専門学校を含む)	高 校
試 験 区 分	消 防 職		
採用予定人員	7 人		
受 験 資 格	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学を卒業または平成30年3月までに卒業見込みの人 [ただし、平成8年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学を卒業した人(平成30年3月までに卒業見込みを含む)またはこれと同等の資格を有すると認められる人は受験することができます]	昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学、高等専門学校若しくは専修学校専門課程(修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の履修を義務づけている課程)を卒業または平成30年3月までに卒業見込みの人 [ただし、学校教育法による大学を卒業した人(平成30年3月卒業見込みを含む)またはこれと同等の資格を有すると認められる人は受験できません]	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業若しくは平成30年3月までに卒業見込みの人またはこれと同等の資格を有する人 [ただし、学校教育法による大学若しくは短期大学を卒業した人(平成30年3月卒業見込みを含む)またはこれらと同等の資格を有すると認められる人は受験できません]
試験案内配布開始	7月3日(月)		
申 込 期 間	8月1日(火)から8月10日(木)まで		
試 験 日 程	第1次試験 筆記試験	9月17日(日)	
	結果発表	10月上旬	
日 程	第2次試験	10月中旬	
	合格発表	11月中旬	

問合せ▶高崎市等広域消防局総務課総務係 (☎027-322-2393)

職種名	作業名	級別	氏名	住所
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	1級	前竹 宏真	安中
プラスチック成形	射出成形作業	1級	田口 侑也	高別当
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	1級	堀江 秀生	板鼻
電子回路接続	電子回路接続作業	単一	中山 皓平	原市
機械検査	機械検査作業	2級	五十貝利幸	西上秋間
機械検査	機械検査作業	2級	坂田 智則	安中
機械加工	普通旋盤作業	3級	小山 秀樹	原市
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD作業	3級	川崎 誠	東上秋間
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD作業	3級	瀬間 優斗	松井田町二軒在家
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD作業	3級	保科瑠輝哉	下秋間
機械・プラント製図	機械製図CAD作業	3級	川崎 誠	東上秋間
機械・プラント製図	機械製図CAD作業	3級	瀬間 優斗	松井田町二軒在家
機械・プラント製図	機械製図CAD作業	3級	保科瑠輝哉	下秋間

**おめでとございませう**  
**平成28年度後期技能検定合格者発表**

技能検定は働く人たちの技能の程度を一定の基準で検定し、特級・1級・単一等級・2級・3級に格付けして公証する国家検定制度です。

今回の検定で見事合格したのは次の皆さんです。(敬称略)

問合せ▶松地域創造課商工労働係 (☎内線2621)



# 安中市の未来を一緒に作りませんか 市の職員を募集します

市では平成29年度の職員採用試験を次のとおり行います。  
採用年月日は平成30年4月1日です。所定の申込用紙を7月3日(月)から☎の総合案内、秘書課および☎総務管理課で配布しますので、必要事項を記入し、試験案内に記載してある必要書類を添えて☎秘書課人事研修係へお申し込みください。詳しい条件などについては試験案内をご覧ください。

また、郵送を希望する人は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

配布開始▶7月3日(月)から

受付期間▶7月11日(火)～31日(月)

募集職種・受験資格▶下表のとおり

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

○日本国籍を有しない者 ○地方公務員法第16条に該当する者



問合せ▶☎秘書課人事研修係(☎内線1030)

職種	区分	受験資格	第1次試験 9月17日(日)	第2次試験 10月下旬	第3次試験 11月中旬	採用予定人員
一般試験	事務職・技術職 初級	平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)の人 (平成30年4月1日時点で18歳～22歳)	教養試験 事務適性検査 作文	デイスカッション	面接 健康診断	8人程度
	中級	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上(平成30年3月卒業見込みを含む)または同等の資格があると認められる人 (平成30年4月1日時点で20歳～28歳)	教養試験 一般性格診断検査 作文			
	文化財行政 中級	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、大学または大学院で考古学の専門課程を修了した人で、発掘調査の管理および指導、資料の調査、整理、研究並びに成果の公開などの業務に意欲のある人 (平成30年4月1日時点で22～32歳)	教養試験 一般性格診断検査 作文			1人程度
障害者採用	事務職 初級	昭和47年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)の人 (平成30年4月1日時点で18歳～45歳)	教養試験 事務適性検査 作文	デイスカッション	面接 健康診断	1人程度
	中級	昭和47年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上(平成30年3月卒業見込みを含む)または同等の資格があると認められる人 (平成30年4月1日時点で20歳～45歳)	次の全てに該当する人 ①身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている人 ②自力通勤ができ、介助なしに職務の遂行が可能な人 (正規勤務時間の週38時間45分の勤務および時間外の勤務が可能な人) ③活字印刷(文字の大きさについては、試験案内と同程度)による筆記試験に対応できる人			

職種	区分	受験資格	第1次試験 9月17日(日)	第2次試験 10月下旬	第3次試験 11月中旬	採用予定人員
社会人経験者採用	保育士 中級	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有し、民間の保育園などで実務経験があり、培われた知識や経験を市政に生かそうという意欲がある人 (平成30年4月1日時点で46歳未満)	一般性格診断検査 作文	デイスカッション	面接 健康診断	若干名

# 市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13  
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス：  
http://www.city.annaka.lg.jp/  
メールアドレス：  
kouhou@city.annaka.lg.jp

## ◎松井田図書館臨時閲覧室開設のお知らせ

夏休みの期間中は、図書館内の閲覧コーナーが非常に混みますので、この期間中に限り、臨時閲覧室を開設します。ぜひ、ご利用ください。

開設期間▶7月21日(金)から8月27日(日)までの夏休み期間中  
※7月24日(月)、31日(日)、8月7日(月)14日(月)、21日(月)は休館日です。

開設時間▶午前9時から午後5時まで

開設場所▶松井田文化会館 南研修室

なお、都合により会場が変更となる場合もありますので、あらかじめご承知ください。

問合せ▶松井田図書館 (☎393-4402)

## ◎県営住宅入居のご案内

県営住宅の定期募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施しています。今回は7月募集のお知らせです。

入居資格▶現在住宅に困窮しており、親族と同居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人など。

※収入制限があります。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ (<http://www.gunma-jkk.or.jp/>) をご覧ください。

社ホームページ (<http://www.gunma-jkk.or.jp/>) をご覧ください。

申込期間▶7月1日(土)～18日(火)

入居可能日▶10月1日(日)

申込方法▶所定の申込用紙を郵送

申込用紙・募集案内配布場所▶

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県庁

県民生活センター、県土木事務所、市役

所・町村役場(土・日は県住宅供給公社

のみで配布しています。なお祝日は営業

していません。)

その他▶入居者は、公開抽選で選定しま

す。

※市内の住宅(原市第一・第二団地、下

磯部団地、二軒在家団地)については、

随時申し込みを受け付けています。空

き状況など詳しくはお問い合わせくだ

さい。

問合せ▶県住宅供給公社

(☎027・223・5811

FAX027・223・9808)

## ◎「夏休みはかりの工作教室」

参加者募集

日時▶平成29年8月3日(木)

午後1時30分～3時30分

会場▶安中公民館 講義室

内容▶身近な材料でさおばかりを作り、菓子等の計量を体験します。

対象▶市内の小学校3年生～6年生

定員▶15人(先着順)

費用▶無料

持ち物▶牛乳等(1びり)の空の紙パック 1個

その他▶参加者全員に「バズル付定規」プレゼント

募集期間▶7月10日(月)～27日(木)

※定員になり次第、締め切ります。

申込方法▶左記申込先へ電話またはFAXでお申し込みください。

群馬県計量検定所(前橋市下大島町81-13)

☎027・263・2436

(平日午前8時30分～午後5時15分)

FAX027・263・3142

※FAXにより申し込み場合は、任意の用紙に「工

作教室(安中市)」と表記し、「氏名、学校名、

学年、電話番号」を記載のうえ送信してください。

お詫びと訂正

おしらせ版5月15日号P5「ちいき生活応援隊(仮)養成研修会の開催地域の記載に誤りがありました。正しくは以下の通りとなります。安中・原市・磯部・東横野・岩野谷・板鼻・秋間・後園地区にお住まいの方  
回覧板「タウンミーティング みんなで語ろう! 安中の未来 開催のお知らせ」の中で、九十九地区の開催場所に誤りがありました。正しくは以下の通りとなります。(誤)九十九創作館(正)九十九地区生涯学習センター  
お詫びして訂正いたします。

## ◎第41回

「松井田七夕まつり」開催のお知らせ

ちびっこ広場やみんなの七夕コーナーの設置や模擬店も出店し、皆さまをお待ちしておりますのでご家族お揃いでお出かけ下さい。

日時▶7月29日(土)・30日(日)

午後5時より

場所▶北横町・南町通り歩行者天国内

主催▶安中市松井田商工会青年部

共催▶松井田商店連盟

後援▶安中市 安中市教育委員会

確水の地域を考える会

一般社団法人高崎法人会松井田地区

会

その他に各種団体や有志の方々のご

協力もいただいております。

恵みの湯

臨時休館日のお知らせ

7月3日(月)～4日(火)の2日間、

排気ダクト改修工事のため、休館となります。

ご利用の皆さまにはご迷惑をおかけ

いたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。

問合せ▶恵みの湯 (☎385-1126)



# 行事カレンダー

7月1日→8月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
7月			11	火	●夏の県民交通安全運動 (11日～20日)	27	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
1	土					28	金	
2	日	●市民フリーブロー大会 松井田体育館 9:00～			●家庭教育カウンセリング初級講座⑥ 文化センター 10:00～12:00			
3	月	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門) 9:00～12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門) 13:00～16:00 文化センター	12	水	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00～16:00	29	土	●藍染体験教室 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
4	火				●家庭教育カウンセリング初級講座⑦ 文化センター 10:00～12:00	30	日	
5	水	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門) 9:00～12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門) 13:00～16:00 文化センター	13	木	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00～16:00	31	月	
6	木	●第39回少年の主張安中市大会 文化会館 14:00～ ●家庭教育カウンセリング初級講座⑤ 文化センター 10:00～12:00 ●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門) 9:00～12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門) 13:00～16:00 文化センター	14	金	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00～16:00	8月		
7	金	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門) 9:00～12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門) 13:00～16:00 文化センター	15	土	●うすい街道寄席チケット発売日 松井田文化会館 9:00～ ●写真取り込み講座 文化センター 9:00～16:00	1	火	
8	土	●初心者パソコン講座 インターネットを使おう(インターネット入門) 文化センター 9:00～16:00	16	日	●写真取り込み講座 文化センター 9:00～16:00	2	水	
9	日	●初心者パソコン講座 インターネットを使おう(インターネット入門) 文化センター 9:00～16:00	17	月・祝		3	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
10	月	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00～16:00	18	火		4	金	
			19	水		5	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
			20	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	6	日	●映画「ドラえもん のび太の南極カチコチ大冒険」 一部11:00～・二部14:00～ ●市民水泳大会 西毛運動公園 8:30～
			21	金		7	月	
			22	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●絵本読み聞かせ 安中市図書館 14:00～15:00	8	火	
			23	日		9	水	
			24	月		10	木	
			25	火	●第7回農業委員会総会 11:00～ 201会議室	11	金・祝	
			26	水		12	土	
						13	日	
						14	月	
						15	火	

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

## 休館のご案内

恵みの湯	7/3・4・18 8/1・15	碓氷川熱帯植物園	7/4・11・18・25 8/1・8・15
峠の湯	7/11・25	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
鉄道文化むら	7/4・11・18・25		7/3・10※・18・19・24※・31※ 8/7・14
文化センター	(※は図書館のみ休館です)	学習の森	7/4・11・18・25 8/1・8・15
	7/4・11・18・19・25・31※ 8/1・8・15	いきいき長寿センター	
文化会館	7/3・10・18・24・31 8/7・14		7/3・10・17・18・24・31 8/7・14・15

# 相談案内

7月1日→8月15日

## 行政相談

☎ 7/6・20 8/3 9時～11時30分  
☎ 7/3 8/7 13時30分～16時

## 無料法律相談

☎ 7/7・21 8/4 13時～16時  
※要電話予約 困市民生活課 (☎内線1207)

## 人権相談

☎ 7/20 13時30分～15時30分  
☎ 7/21 13時30分～15時30分

## 家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時  
※要電話予約 困子ども課 (☎382-8005)

## 健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
※要電話予約 困健康づくり課 (☎内線1174)

## 妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
※要電話予約 困健康づくり課 (☎内線1174)

## 消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

## 労働相談

☎ 第1・3火曜日 13時30分～16時  
※要電話予約 困市民生活課 (☎内線1207)

## 無料税務相談

☎ 7/6 8/8 13時～16時  
☎ 7/20 13時～16時  
※要電話予約 困税務課 (☎内線1061)  
☎住民福祉課 (☎内線2161)

## 障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)  
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
精神障害者相談 (☎アリーベ ☎380-5385)  
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

## 青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)  
メール相談 (seishonen@city.annaka.lg.jp)  
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時  
※要電話予約 (☎393-4777)

## 介護相談・認知症相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)  
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時  
※要電話予約 困介護高齢課 (☎内線1189)  
☎住民福祉課 (☎内線2151)

## 心配ごと相談

地域福祉支援センター (☎382-8397)  
第2・4木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分  
☎ 第9会議室  
第1・3月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時

## 青色申告記帳相談

安中商工会 (☎382-2828)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時  
松井田商工会館 (☎393-1411)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

## 交通事故相談

安中交通安全協会  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時  
※要電話予約 (☎382-0211)

## 若者就職活動個別相談

☎ 第一火曜日 (1月を除く) 10時～12時  
※要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎233-2330)

## 健康通信

7月は大腸がん集団検診の容器配布が予定されています。また、個別検診は6月1日から各種検診が始まりました。『検診のしおり』をご覧になり、集団検診または個別検診のどちらかを選んで受診してください。

今年度も、検診対象者全員にオレンジ色の封筒で「受診シール」を送付しています。大腸がん検診容器配布時と各種検診受診時は「受診シール」が必要となります。忘れずにお持ちください。

詳細は、困健康づくり課 (☎内線1172) までお問い合わせください。

## 本庁市民課 休日窓口開設日

7月2日・16日 8月6日  
午前8時30分～正午

### 業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

## 給水管修理当番業者 (7月1日～8月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

7月		8月	
1日	M・T・V	17日	F・M・P
2日	C・X・Y	18日	C・L・S
3日	G・K・W	19日	T・V・W
4日	D・R・Z	20日	X・Y・Z
5日	E・N・U	21日	G・K・U
6日	B・H・Q	22日	B・D・R
7日	I・J・O	23日	E・N・J
8日	A・F・P	24日	A・H・Q
9日	L・M・S	25日	I・M・O
10日	C・T・V	26日	C・F・P
11日	W・X・Y	27日	L・S・W
12日	G・K・Z	28日	T・V・Z
13日	D・R・U	29日	U・X・Y
14日	B・E・N	30日	B・G・K
15日	H・J・Q	31日	D・J・R

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	384-2058
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	388-1178	Z (株)フェニックス	382-5262



夏休みの映画会

# ドラえもん のび太の南極カチコチ大冒険

暑さに耐えかねたのび太たちが向かったのは、南太平洋に浮かぶ巨大な冰山。ひみつ道具『氷細工ごて』で遊園地を作っていたのび太たちは、氷漬けになっている不思議なリングを見つける。調べてみたところ、リングが埋まったのは、人が住んでいるはずも無い10万年前の南極だった！リングの落とし主を探して南極へと向かうドラえもんたち。その前に、なんと氷の下に閉ざされた巨大な都市遺跡が姿を現す。『10万年前に行って、落とし物を届けよう！』と10万年前に向かうドラえもんたち。そこで、凍り付いてしまった自分たちの星を救うため、宇宙を旅し、リングの謎を追う少女カーラとヒャッコイ博士に出会う。そして、リングを巡り、ドラえもんたちは、地球が凍結する危機に直面する!!

文化会館のスクリーンで、史上最大の冒険を是非御覧下さい。

日時▶平成29年8月6日(日)

一部：午前11時～(開場：10時45分)

二部：午後2時～(開場：1時45分)

上映時間101分

料 金▶	全席自由	前売	当日
	大人	800円	1,000円
	3歳以上高校生以下	700円	900円

会場▶松井田文化会館大ホール

※チケットは、安中市松井田文化会館・安中市文化センター・富岡市かぶら文化ホール各窓口で好評販売中。3歳未満児無料。ただし、お席を必要とする場合は有料となります。



(C) 藤子プロ・小学館・テレビ朝日・シンエイ・ADK2017

## 平成29年 夏の県民交通安全運動

運動期間 7月11日(火)～7月20日(木)

### 年間スローガン よくみよう 車のあとに またくるま

平成29年夏の県民交通安全運動が7月11日(火)～20日(木)まで実施されます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動を心がけましょう。

#### 【運転重点】

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車と二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

### 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

**高齢者の皆さん**

交通事故に遭わないために「**止まる・見る・確認**」をお願いします

**歩行中**

- 道路を渡る時
- 遠くを歩くと見えたら横断歩道を歩け!!
- 近くに横断歩道があれは横断歩道を歩け!!

**自転車利用中**

交通事故を通過するとき

- 交差点は危険な場所
- 狭れた道路は歩道が狭い
- 自転車でこぼれ注意!

**自転車利用中**

道路を横断するときや交差点を通過するときは、**まず、しっかり止まる**、**しっかり周囲を見る**、**しっかり安全を確認**することを徹底しましょう!

～運転者の皆さん～  
「思いやり運転」で交通事故を防止しましょう!

夕暮れ時、夜間、早朝外出時には、「**上州びかっど運動**」  
**「びかっ」と光る反射材を身につけましょう。**

実施中!

新しい服装+反射材 約120m    新しい服装 約50m    真っ白い服装 約30m    ←こんなに遠く見える距離

#### 皆さんの声をお待ちしております

市役所<sup>困</sup>、<sup>困</sup>各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください



#### 人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計
	男	女	男	女	
安中地域	22,288	22,873	180	224	合計 59,264人
松井田地域	6,648	6,971	25	55	世帯数 24,561
合計	28,936	29,844	205	279	(平成29年5月末日現在)